

# 風営法施行条例等の改正のお知らせ（平成 28 年 6 月 23 日から）

## 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

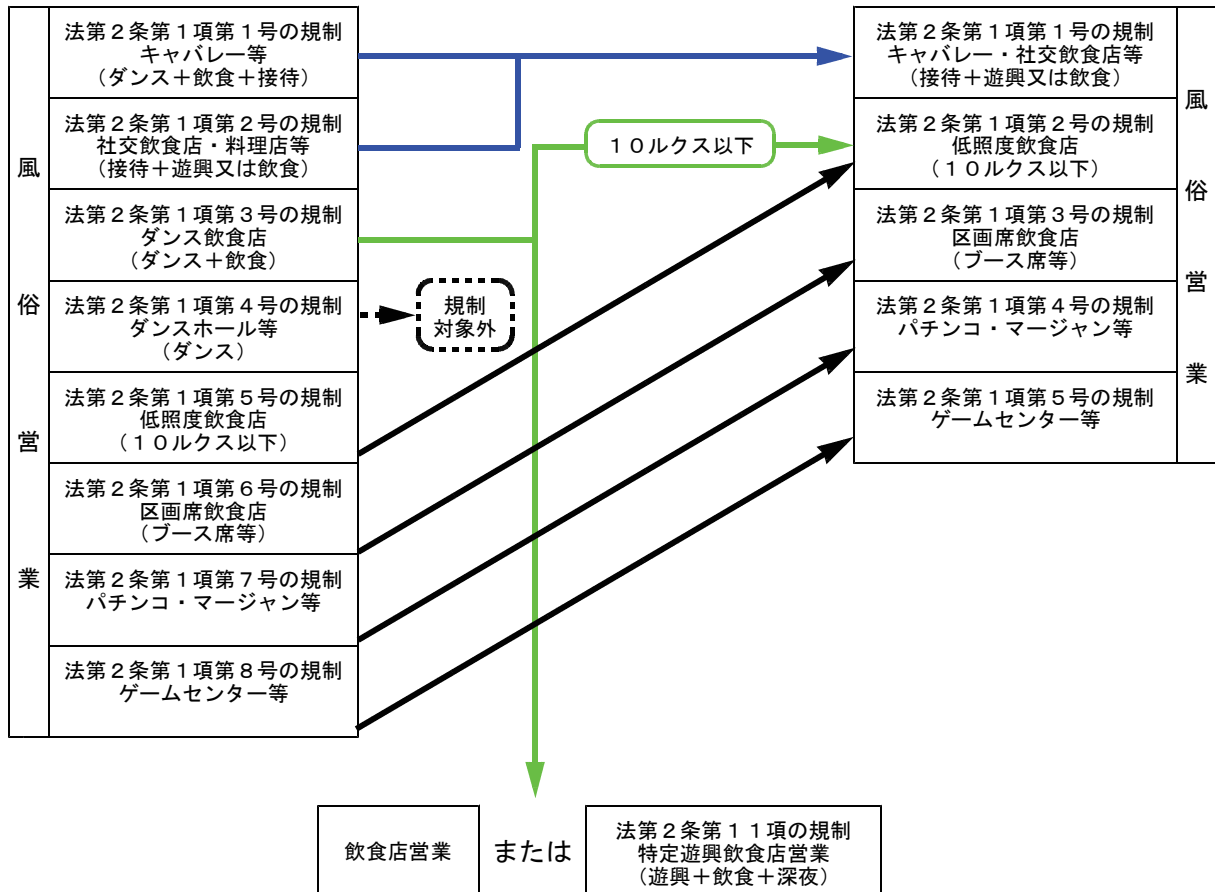
### ■ 改正の経緯

最近における風俗営業等の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等を受け、平成 27 年 6 月 24 日、風営法の一部改正が行われました。改正の主な内容は、

- ダンス自体に着目した規制を改め、客にダンスをさせる営業の一部を風営法から除外する。
- 特定遊興飲食店営業の制度を新設し、設備を設けて客に遊興（ダンスを含む。）させ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を深夜において営むものを許可制の下で認める。
- ゲームセンターへ年少者を立ち入らせる制限の見直し。

であり、一部については、県条例で具体的な内容を定めることとされています。これにより、山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正を行いました。

### 客にダンスをさせる営業に係る規制の範囲の見直し



## ■ 改正内容について

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

### 【主な改正点】

○年少者のゲームセンターへの入店制限の見直し

午後6時後午後10時前の時間において、16歳未満の者を客として立ち入らせる場合は、保護者の同伴を求めることとして見直しました。

○時間の規定の整理

「日出時」を「午前6時」に、「日没時」を「午後6時」に改め、「深夜」とは午前0時から午前6時までの時間となります。

○特定遊興飲食店営業（新設）

ア) 深夜における騒音及び振動の数値の規定

深夜における営業に当たっては、次の数値以上の騒音又は振動が生じないようにしなければなりません。

□ 風俗営業等の深夜における騒音及び振動の数値に準じて規定

〈騒音の数値〉50デシベル      〈振動の数値〉55デシベル

イ) 営業所設置許容地域の指定

ホテルや旅館の施設内以外で特定遊興飲食店営業を営むことができる場所は次の地域に限られます。

□ 甲府市丸の内1丁目14番～16番、19番～21番

□ 甲府市中央1丁目1番～9番、12番～21番

□ 甲府市中央4丁目3番、4番、8番

ウ) 特定遊興飲食店営業者の守るべき事項

次の行為をし、又はさせてはいけません。

1. 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
2. 客の求めない飲食物を提供しないこと。
3. 営業中において、営業所の出入口に施錠をし、又はさせないこと。
4. 営業所において、店舗型風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営み、又は他の者に営ませないこと。
5. 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
6. 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。
7. 午後6時後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めること。

エ) 各種申請手数料の新設（※）

○風俗環境保全協議会を置く地域の指定

- ・良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域として風俗環境保全協議会を置く地域の指定  
前記「イ）」と同じ地域

### 【施行日】

平成28年6月23日

ただし、前記「エ）」のうち、特定遊興飲食店営業許可申請手数料については、平成28年3月23日に施行となり、特定遊興飲食店営業の許可申請は、平成28年3月23日から受付を開始します。

## ■ 改正後の風俗営業等の規制概要（平成 28 年 6 月 23 日から）

※施行日までの間、営業種別の各号の頭に「新」を付けて表記します。

【許可営業】	風俗営業	特定遊興飲食店営業（新設）
【届出営業】	性風俗関連特殊営業	深夜酒類提供飲食店営業

## 風俗営業【許可営業】

### ■ 営業種別

[風俗営業]

改正後	
新 1 号営業	キャバレー、社交飲食店、料理店等
新 2 号営業	低照度飲食店
新 3 号営業	区画席飲食店
新 4 号営業	マージャン店、パチンコ店等
新 5 号営業	ゲームセンター等

### ■ 営業地域の規制

○住居専用地域・住居地域・準住居地域に営業所を設置することは原則として制限されています。

○保全対象施設として指定された施設の周辺に営業所を設置することは制限されています。

保全対象施設 (これらの用に供するものと決定した土地を含む。)	用途地域	制限距離
学校、図書館、児童福祉施設、博物館、病院及び 診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）	商業地域	保全対象施設の敷地から 50メートル以内の地域
	上記以外の地域	保全対象施設の敷地から 100メートル以内の地域

※上記の制限が除外される営業所

- ・祭礼、縁日その他の地域的慣習による催しが開催される地域において、当該催しの開催期間中に限り営む新 4 号営業又は新第 5 号営業
- ・特定の地域にあるホテル営業又は旅館営業に係る建物（フロント、玄関帳場のある建物に限る。）内において営む新第 1 号営業又は新第 4 号営業（新第 4 号営業については、まあじゃん屋に限る。）

※上記の制限が除外される地域

- ・住居地域及び準住居地域のうち、
  - 1 特定の道路の境界線から 20メートル以内の地域
  - 2 前記 1 の地域以外の住居地域及び準住居地域で、同地域と近隣商業地域、商業地域又は上記に掲げる地域との境界線上に営業所家屋の一部が所在する場合にあつては、その境界線から 30メートル以内の当該営業所家屋の敷地の地域
- ・商業地域内のうち、  
「甲府市丸の内 1 丁目 1 4 番から 1 6 番まで及び 1 9 番から 2 1 番まで、同市中央 1 丁目 1 番から 9 番まで及び 1 2 番から 2 1 番まで及び同市中央 4 丁目 3 番、4 番及び 8 番」は、保全対象施設の敷地から 50メートル以内の地域

## ■ 営業時間の制限等

次の時間帯は営業時間が制限されます。

○午前0時から午前6時まで（パチンコ店等を除く）

《制限が除外される日》

8月14日～同月17日及び12月16日～翌年1月11日の間は、翌日午前1時まで営業することができます。

《制限が除外される地域》

甲府市内の特定の地域については、上記の月日に関係なく翌日午前1時まで営業することができます。

○パチンコ店等・・・午後11時から翌日午前10時まで

○ゲームセンター等の営業所に少年を立ち入らせることの制限

- ・16歳未満の少年・・・・・・・・・・午後6時後午後10時前の時間において、ゲームセンター等に客として立ち入らせる場合は、保護者の同伴を求めるとしています。  
また、午後10時以降は保護者同伴であっても、立ち入らせることが禁止されています。
- ・16歳以上18歳未満の少年・・・午後10時以降に立ち入らせることが禁止されています。

## ■ 許可を受けることができない人

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は一定の罪（風営法第4条第1項第2号に列記）を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 集团的、常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 風俗営業の許可を取り消されて5年を経過しない者
- 法人の役員、法定代理人が上記の事項に該当するとき等

## ■ 営業所の基準

営業所の構造設備が次の基準を満たしている必要があります。

- 客室の床面積の基準
  - ・新1号営業・・・16.5平方メートル以上（和風は9.5平方メートル以上、一室の場合は制限なし）
  - ・新2号営業・・・5平方メートル以上（客に遊興させる態様の営業は33平方メートル以上）
- 営業所の外部から客室が見えないこと。
  - ・新4号営業、新5号営業は除く
- 客室に見通しを妨げる設備がないこと。
  - ・新3号営業は除く
- 善良な風俗等を害するおそれのある写真、装飾等の設備がないこと。
- 客室の出入口に施錠の設備がないこと。
- 営業所の照度
  - ・新1号営業、新2号営業・・・・・・・・・・5ルクス以上
  - ・新3号営業、新4号営業、新5号営業・・・・10ルクス以上
- 騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること。  
等

## ■ 申請書・添付書類等

営業を営もうとする場合の申請に当たっては、次の書類をそれぞれ1通提出してください。

- 許可申請書
- 営業の方法を記載した書類
- 営業所に係る賃貸借契約書、建物に係る登記事項証明書及び使用承諾書等
- 営業所の平面図（照明設備、音響設備の配置図も含む）
- 営業所の周囲の略図
- 営業者に係る書類（個人の場合）

- 本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
- 市区町村長の身分証明書
- 登記されていないことの証明書
- 誓約書（管理者にあっては、2種類）

- 法人の場合は、定款、法人に係る登記事項証明書及び役員に係る上記枠内の書類
- パチンコ店等の場合は、遊技機に係る検定通知書の写し及び製造業者の保証書等
- 管理者に係る上記枠内の書類
- 管理者の写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

## ■ 許可申請手続の流れ

### 1 申請書・添付書類等準備



### 2 営業所の所在地を管轄する公安委員会へ申請

（許可を受けようとする営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課へ提出してください。）



### 3 申請書が到達した後に審査及び調査を行います。

- ・ 許可を受けることができる方かどうか。
- ・ 営業所が営業所の設置を制限する地域に設置されていないかどうか。
- ・ 営業所の構造及び設備が基準に適合しているかどうか。

等



### 4 許可の場合は許可証が交付されます。

不許可の場合は不許可通知書が交付されます。

## ■ 風俗営業申請手数料

次の区分に応じた手数料を山梨県収入証紙により納付していただく必要があります。

区分	手数料徴収項目	手数料
許可	パチンコ店等を除く。	24,000 円
	同時に同一業種の 2 つ以上の許可申請を行う場合	15,400 円
	パチンコ店等に限る。	※ 27,800 円
	同時に同一業種の 2 つ以上の許可申請を行う場合	※ 19,200 円
許可の特例 (震災等滅失)	パチンコ店等を除く。	30,800 円
	パチンコ店等に限る。	※ 34,600 円
短期営業 (※ 1) の許可	パチンコ店等を除く。(例: 射的、輪投げ等)	14,000 円
	同時に同一業種の 2 つ以上の許可申請を行う場合	5,400 円
	パチンコ店等に限る。	※ 17,800 円
	同時に同一業種の 2 つ以上の許可申請を行う場合	※ 9,200 円
許可証の書換え		1,500 円
許可証の再交付		1,200 円
特例認定 (※ 2) (許可証の書換え手数料を含んだ額)		15,000 円
	同時に同一業種の 2 つ以上の許可申請を行う場合	11,700 円
相続承認 (許可証の書換え手数料を含んだ額)		9,000 円
	同時に同一業種の 2 つ以上の許可申請を行う場合	3,800 円
合併承認 (許可証の書換え手数料を含んだ額)		12,000 円
	同時に同一業種の 2 つ以上の許可申請を行う場合	3,800 円
分割承認 (許可証の書換え手数料を含んだ額)		12,000 円
	同時に同一業種の 2 つ以上の許可申請を行う場合	3,800 円
構造 (設備) の変更の承認		11,000 円
遊技機の認定 (既に設置されている遊技機の期間延長)		1 台 4,340 円
	同一型式について複数台認定を受ける場合の 2 台目以降の加算額	2 台目以降、1 台につき 40 円加算
遊技機の変更承認	認定機のみの場合	申請書 1 通ごと 2,400 円
	検定機のみ又は認定機・認定機混在の場合	※ 5,200 円
管理者講習		講習 1 時間につき 650 円
手数料の ※ は、遊技機台数 × 40 円を加算します。 (※ 1) 短期営業: 3 箇月以内の期間に限った営業 (※ 2) 特例認定: 過去 10 年以内に法第 24 条第 5 項の規定による勧告を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと等		



## 特定遊興飲食店営業【許可営業】

※許可申請のみ平成 28 年 3 月 23 日から受付を開始し、営業許可は 6 月 23 日以降です。

### ■ 営業種別

ナイトクラブその他の設備を設けて客に遊興させ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前 6 時後翌日の午前 0 時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）

### ■ 許可申請が可能な地域等

○営業所を設置することが許容される地域は次の地域となります。

- 甲府市丸の内 1 丁目 1 4 番～1 6 番、1 9 番～2 1 番
- 甲府市中央 1 丁目 1 番～9 番、1 2 番～2 1 番
- 甲府市中央 4 丁目 3 番、4 番、8 番

○ホテル等内適合営業所の基準

営業所設置許容地域外にあるホテル・旅館がホテル等内適合営業所の基準（※ 1）を満たす場合は、特定遊興飲食店営業を営むことができます。

《基準抜粋》

- ・同一階のほかの区域、直上・直下の部分をホテル等営業者（※ 2）又は風俗営業者等が管理していること。
- ・バルコニーを設置する場合はバルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること。
- ・非常の場合を除き、ホテル等営業者が管理する部分を通じてのみ客が営業所に入出りできる構造であること。
- ・ホテル等営業者が営業所への客の入出りを管理できること。
- ・営業所が設けられるホテル等の施設が店舗型性風俗特殊営業（4 号営業＝ラブホテル、モーテル等）の用に供されないこと。

（※ 1）基準の詳細は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 7 6 条をご確認ください。

（※ 2）旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けてホテル営業若しくは旅館営業を営む者をいいます。

### ■ 営業時間の制限等

県下全域において、午前 6 時後午前 1 0 時までの時間においては、深夜から引き続きその営業を営んではいけません。

### ■ 許可を受けることができない人

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 1 年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は一定の罪（風営法第 4 条第 1 項第 2 号に列記）を犯して 1 年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- 集団的、常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 風俗営業の許可を取り消されて 5 年を経過しない者
- 法人の役員、法定代理人が上記の事項に該当するとき等

## ■ 営業所の基準等

営業所の構造設備が次の基準を満たしている必要があります。

- 客室の床面積の基準 33平方メートル以上
  - 客室に見通しを妨げる設備がないこと。
  - 善良な風俗等を害するおそれのある写真、装飾等の設備がないこと。
  - 客室の出入口に施錠の設備がないこと。
  - 営業所の照度 10ルクス超
  - 騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること。
- 等

## ■ 申請書・添付書類等

営業を営もうとする場合の申請に当たっては、次の書類をそれぞれ1通提出してください。

- 許可申請書
- 営業の方法を記載した書類
- 営業所に係る賃貸借契約書、建物に係る登記事項証明書及び使用承諾書等
- 営業所の平面図（照明設備、音響設備の配置図も含む）
- 営業所の周囲の略図
- 営業者に係る書類（個人の場合）
  - 本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
  - 市区町村長の身分証明書
  - 登記されていないことの証明書
  - 誓約書（管理者にあっては、2種類）
- 法人の場合は、定款、法人に係る登記事項証明書及び役員に係る上記枠内の書類
- 管理者に係る上記枠内の書類
- 管理者の写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

## ■ 許可申請手続の流れ

### 1 申請書・添付書類等準備

↓

### 2 営業所の所在地を管轄する公安委員会へ申請

（許可を受けようとする営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課へ提出してください。）

↓

### 3 申請書が到達した後に審査及び調査を行います。

- ・ 許可を受けることができる方かどうか。
- ・ 営業所が営業所の設置を認められる施設内又は地域内にあるかどうか。
- ・ 営業所の構造及び設備が基準に適合しているかどうか。

等

↓

### 4 許可の場合は許可証が交付されます。

不許可の場合は不許可通知書が交付されます。



## ■ 特定遊興飲食店営業申請手数料

次の区分に応じた手数料を山梨県収入証紙により納付していただく必要があります。

区分	手数料徴収項目	手数料
許可	許可申請	24,000 円
	同時に同一業種の 2 つ以上の許可申請を行う場合	16,000 円
短期営業（※ 1）の許可	許可申請	14,000 円
	同時に同一業種の 2 つ以上の許可申請を行う場合	6,000 円
許可の特例（震災等滅失）	許可申請	30,800 円
	短期営業（※ 1）の許可	20,800 円
許可証の書換え		1,400 円
許可証の再交付		1,100 円
特例認定（※ 2）（許可証の書換え手数料を含んだ額）		13,000 円
同時に同一業種の 2 つ以上の許可申請を行う場合		10,000 円
相続承認（許可証の書換え手数料を含んだ額）		8,600 円
同時に同一業種の 2 つ以上の許可申請を行う場合		3,800 円
合併承認（許可証の書換え手数料を含んだ額）		11,000 円
同時に同一業種の 2 つ以上の許可申請を行う場合		3,300 円
分割承認（許可証の書換え手数料を含んだ額）		11,000 円
同時に同一業種の 2 つ以上の許可申請を行う場合		3,300 円
構造（設備）の変更の承認		9,900 円
管理者講習		講習 1 時間につき 650 円
（※ 1）短期営業：3 箇月以内の期間に限った営業 （※ 2）特例認定：過去 10 年以内に法第 24 条第 5 項の規定による勧告を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと等		

# 性風俗関連特殊営業【届出営業】

## ■ 営業種別

[店舗型性風俗特殊営業]

1号営業…	ソーブランド
2号営業…	ファッションヘルス
3号営業…	ストリップ劇場・個室ビデオ等
4号営業…	ラブホテル・モーテル等
5号営業…	アダルトショップ
6号営業…	出会い系喫茶

[映像送信型性風俗特殊営業]

インターネット等を利用したアダルト画像の送信を行う営業

[店舗型電話異性紹介営業]

テレホンクラブ

[無店舗型電話異性紹介営業]

ツーショットダイヤル・伝言ダイヤル等

## ■ 営業地域の規制

○店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業の営業が禁止される区域・地域及び広告又は宣伝を制限する区域・地域

営業種別		区域	地域
1号営業		次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域  ○学校 ○図書館 ○児童福祉施設（児童遊園含む）、 ○専修学校、 ○博物館、 ○病院、 ○診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、 ○助産所（妊婦等の入所施設を有するもの）、 ○都市公園	県下全域
2号営業			
3号営業			商業地域以外の地域
4号営業	モーテル営業		県下全域
	上記以外		[営業が禁止される地域] 近隣商業地域及び商業地域以外の地域  [広告又は宣伝が制限される地域] 第1種・第2種低層住居専用地域 及び 第1種・第2種中高層住居専用地域
5号営業			商業地域以外の地域
6号営業		県下全域	
店舗型電話異性紹介営業		上記施設に「公民館」を加える。	商業地域以外の地域

○無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業の広告又は宣伝が制限される区域・地域

営業種別	区域	地域
1号営業	区域の指定なし	県下全域
2号営業		
映像送信型性風俗特殊営業		商業地域以外の地域
無店舗型電話異性紹介営業		

○無店舗型性風俗特殊営業（1号営業 デリバリーヘルス）に係る受付所営業の営業が禁止される区域・地域

営業種別	区域	地域
受付所営業	区域の指定なし	県下全域

## ■ 営業時間の制限

○店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業

1号営業	午前0時から午前6時まで
2号営業	
3号営業	
4号営業	制限なし
5号営業	午前0時から午前6時まで
6号営業	
店舗型電話異性紹介営業	

○無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業

1号営業	制限なし
2号営業	
映像送信型性風俗特殊営業	
無店舗型電話異性紹介営業	

○無店舗型性風俗特殊営業（1号営業 デリバリーヘルス）に係る受付所営業

受付所営業	午前0時から午前6時まで
-------	--------------

## ■ 届出書・添付書類等

営業を営もうとする場合の届出に当たっては、次の書類をそれぞれ1通提出してください。

### 1 映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業の場合

- 営業開始届出書
- 営業の方法を記載した書類
- 営業の本拠となる事務所（以下「事務所」という。）の賃貸借契約書、建物に係る登記事項証明書及び使用承諾書等
- 個人の場合は、本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
- 法人の場合は、定款、法人に係る登記事項証明書及び役員に係る本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

### 2 店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業の場合

- 上記1に掲げる書類（ただし、「事務所」に関するものは、「営業所」に関するものとする。）
- 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図
- 営業所における業務の実施を統括管理する者に係る本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

### 3 無店舗型性風俗特殊営業の場合

- 営業開始届出書
- 営業の方法を記載した書類
- 事務所に係る賃貸借契約書、建物に係る登記事項証明書及び使用承諾書等
- デリバリーヘルスの場合

- 事務所の平面図
  - 受付所、待機所の賃貸借契約書（使用承諾書）及び登記事項証明書等
  - 受付所の平面図及び周囲の略図、待機所の平面図
- ※山梨県内においては、新たに受付所営業を営むことはできません。

- 個人の場合は、本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
- 法人の場合は、定款、法人に係る登記事項証明書及び役員に係る本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

## ■ 性風俗関連特殊営業届出等手数料

次の区分に応じた手数料を山梨県収入証紙により納付していただく必要があります。

区分	手数料徴収項目	手数料
店舗型性風俗特殊営業	新規営業	11,900 円
店舗型電話異性紹介営業	新規営業	11,900 円
無店舗型性風俗特殊営業	新規営業	3,400 円
無店舗型電話異性紹介営業	新規営業	3,400 円
映像送信型性風俗特殊営業	新規営業	3,400 円
変更届出に係る手数料		1,500 円
届出確認書再交付手数料		1,200 円

# 深夜酒類提供飲食店営業【届出営業】

## ■ 営業種別

スナック、酒場その他客に酒類を提供して営む飲食店営業を深夜（午前0時～午前6時）において営む営業（営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）

## ■ 営業地域の規制

住居専用地域・住居地域・準住居地域においては、原則として営業が禁止されています。

《制限が除外される地域》

- ・住居地域及び準住居地域のうち、
  - 1 特定の道路の境界線から20メートル以内の地域
  - 2 前記1地域以外の住居地域及び準住居地域で、同地域と近隣商業地域、商業地域又は上記に掲げる地域との境界線上に営業所家屋の一部が所在する場合にあつては、その境界線から30メートル以内の当該営業所家屋の敷地の地域

## ■ 営業時間の制限

営業時間に制限はありません。

## ■ 営業所の基準

営業所の構造設備が次の基準を満たしている必要があります。

- 客室の床面積が9.5平方メートル以上（客室の数が1室のみの場合は制限なし。）であること。
- 客室に見通しを妨げる設備がないこと。
- 善良な風俗等を害するおそれのある写真、装飾等の設備がないこと。
- 客室の出入口に施錠の設備がないこと。
- 営業所の照度が20ルクス以上であること。
- 騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること。
- ダンスをする踊り場がないこと。

等

## ■ 届出書・添付書類等

営業を営もうとする場合の届出に当たっては、次の書類をそれぞれ1通提出してください。

- 営業開始届出書
- 営業の方法を記載した書類
- 営業所の平面図
- 本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
- 法人の場合は、定款、法人に係る登記事項証明書及び役員に係る本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの